

議会運営委員会理事会記録

令和4年1月6日（木）

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
予算特別委員会について	
(1) 設置及び構成について	3
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について	3
(3) 資料請求について	4
令和4年第1回定例会の日程について	4
区議会オンライン委員会開催に係る委員会条例等の検討について	6
会期日数及び会議の記録方法に関する会議規則・委員会条例の改正について	8
地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する地方自治法の改正等の 早期実現を求める緊急決議について	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和4年1月6日(木) 午前9時30分～午前10時	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 奥 山 たえこ 理事 新 城 せつこ	理事 井 口 かづ子 理事 山 田 耕 平 理事 太 田 哲 二 理事 岩 田 いくま
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸	副議長 山本 ひろ子
出席理事者		
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一 法 担 当 係 長 尾 上 健 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男	事務局次長 内 藤 友 行 査 長 武 士 清 亮 調 担 当 係 長 出 口 克 己 担 当 書 記

(午前 9時30分 開会)

大泉理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、11月30日、12月3日、12月16日の3回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《予算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

大泉理事 次に、予算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、令和4年第1回定例会におきまして、令和4年度当初予算の議案が区長から提出された場合、昨年同様、予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、予算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、そのようにいたします。

(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

大泉理事 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料1を御覧ください。「令和4年第1回定例会予算特別委員会の審査方法について(案)」でございます。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間とし、審査区分は、資料記載の表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は6分として、各会派の質疑持ち時間は裏面のとおりとなります。

なお、日程(案)につきましては、2枚目にお示ししたとおりでございます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、予算特別委員会

の審査方法・日程及び質疑持ち時間については、説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 よろしければ、案のと通りの日程で考えていきたいと思えます。

(3) 資料請求について

大泉理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。昨年の方法と変更はございませんが、改めて確認のため御説明をいたします。

請求の提出方法は、メールまたは紙による請求とする。同じ案件をメールと紙で重複して請求しないよう、お願いいたします。

受付開始は、メール、紙ともに2月1日火曜午後1時からとし、締切りは、メールは2月8日火曜午前9時まで、紙は2月9日水曜午後1時まで。紙提出の最終日は1定の初日で、カウンターに傍聴者も来庁するため、積極的にメールの御活用をお願いいたします。

資料請求書の原稿は、1月25日火曜のメール送信及びLINE WORKSに掲載する方法で配付いたします。また、参考として、修正等があった前回の請求書を同日付で配付いたします。

ここからは事務局からのお願いになりますが、請求件数が多いことから、改めて請求内容の精査をお願いするとともに、請求内容は、疑義が生じないよう、明確かつ具体的をお願いいたします。また、締切日に集中しないよう、可能な限り早期の提出をお願いいたします。

スケジュール（案）につきましては、裏面のとおりです。

以上の内容を会派内で共有いただきますよう、お願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——なければ、説明のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

《令和4年第1回定例会の日程について》

大泉理事 次に、令和4年第1回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。

2月9日水曜から3月16日水曜まで、会期は36日間。2月9日水曜、初日は午前10時開会、予算編成方針の説明、代表質問。2月16日水曜、中日は、本会議終了後、予算特

別委員会の正副委員長互選。2月17日木曜から3月2日水曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。3月3日木曜から予算特別委員会に入ります。

なお、昨年までは、3月11日の区主催事業「3・11を忘れない」が開催されていた関係で休会としておりましたが、10年を区切りとして本年は式典の予定がないため、休会としておりません。

3月15日火曜、議場において予算特別委員会の意見開陳。3月16日水曜午後1時から本会議において議案上程、議決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）につきましては、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

また、日程（案）にはございませんが、1月31日月曜午前10時から議運理事会を開催し、当初予算の説明が行われる予定です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 日程についてなんですが、予備日を設けてはどうかなと思っております。というのは、この前の決算特別委員会のときはちょっと審査方法が変わったことがありますけれども、それからあと、昨年度の予算特別委員会のときには、分科会方式でやったことがありますので、審議の時間が7時ぐらいにずれ込んだりして、私たち議員はいいとしても、執行部の方、そしてまた記録の方にも大変御苦勞をかけたというふうに思っています。

今回は分科会方式をするわけではないんですけれども、やはりいろいろ盛りだくさんでありますので、今回たまたま3・11がなくなりますけれども、例えばそれを予備日にするとといったことで、少し余裕を持たせたような日程にさせていただければと。御検討できないかなというふうに会派からも話が出ております。

大泉理事 確かに去年は、今、奥山理事からありましたとおり分科会方式と。ただ、分科会方式の趣旨というのは、その当時の感染拡大を防止するという趣旨から日程を短縮するという意味合いで、現在予定しているところは、いわゆる従来の日程を設けた日程ということになります。そこから短縮するというようなことがあるのかどうかというのは、現在、オミクロン株、第6波の入り口というような報道もありますけれども、そういった事情を勘案した中でどのように変えていくかということです。延ばしていくという方向にはならないだろうなというのが私の思うところですが、この予備日ということに関しては、事務局としてはいかがでしょうか。

議会事務局次長 今大泉理事がおっしゃったように、前回、分科会方式にしたときについ

ては、いわゆる短縮をしていこうということで、あまり密にならないという趣旨でやったんですけれども、議会事務局としては、この当初案どおりで行きたいなと思ってございます。

大泉理事 これについて、ほかの理事の皆さん、何か御意見はありますか。予備日を今の時点からあらかじめ設けておいたほうがいいということなのか、今後の情勢を見る中で、そういった必要があったときに改めて理事会で協議をするということがいいのか。現時点で必要だという御意見がほかにもあるようでしたら、それも検討していくというところかと思えますけれども、現時点ではまだ様子を慎重に見極めていくということによろしければ、この日程でということを進めていければと思うんですが。

島田理事 従来どおりの日程が提示されたわけですがけれども、最初から予備日を設けるということになると、毎定例会、多分設けるような形になってしまうのかなというふうに思います。途中で会期延長するなりなんなり、柔軟な対応はできると思いますので、この当初案どおりでよろしいかというふうに思います。

大泉理事 必ずしもこのままフィックスされているということではなく、柔軟な対応ということの中で、現状では、今提案されたこの日程（案）ということを進めさせていただければと思えますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

奥山理事 はい、分かりました。

大泉理事 それでは、第1回定例会の日程（案）については、説明のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

定例会の案件は以上となりますけれども、繰り返しになりますが、私から一言、新型コロナウイルス感染症対策の件で申し上げたいと思います。

新たなオミクロン株の都内での市中感染ですとか、第6波との報道も出ておりますけれども、新年からの議会運営につきましては、引き続き感染症対策に留意しながらの運営になろうかと存じますので、皆様、引き続きの御協力を賜りますように、いま一度お願いをいたします。

《区議会オンライン委員会開催に係る委員会条例等の検討について》

大泉理事 次に、区議会オンライン委員会開催に係る委員会条例等の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料4を御覧ください。

この間、ICT活用推進検討委員会におきまして、オンライン委員会開催に係る例規類の検討を行ってきました。4定終了後に委員会での改正案がまとまり、委員長から議

長へ検討を依頼されたものでございます。

改正を要する例規類は、杉並区議会委員会条例及び杉並区議会オンライン会議実施要綱です。それぞれの改正概要について御説明をいたします。

1枚おめくりください。委員会条例の新旧対照表です。右が現在の規定、左が委員会における改正案です。

1点目の改正点は、オンラインで委員会を開催できるよう、第12条の2を新たに設ける案です。他自治体における改正や昨年策定された区議会BCPを参考に、条文を検討したところです。

第1項では、委員長は、自然災害等の発生、重大な感染症の流行等やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難である等と認めるときは、オンラインにより開会できるものと規定。

第2項では、オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならないことを規定。

第3項では、オンラインにより委員会に出席した委員は、出席委員とすることを規定。

第4項では、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めることを規定。

2点目の改正点は、オンラインを活用して開会する委員会は秘密会とすることができない規定を、第19条の後段、ただし書を追加するものです。総務省が令和2年7月に文書を発出しており、第三者が容易に委員会の様子を閲覧し得る環境の下で秘密会を開催することは適当ではないとの解釈から、同様の規定を整備するものです。

続いて、1枚おめくりください。杉並区議会オンライン会議実施要綱の新旧対照表です。右が現在の規定、左が委員会における改正案です。

これまでの規定では、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会のオンラインでの開催ができない規定であったものを、できるよう規定するものです。また、全条文を見直し、一部、文言の修正などをしております。

主な改正箇所ですが、第1条は、常任、特別、議運の各委員会で開催できるよう改正。

第2条は、第1項では、条例に合わせた文言の修正。

第2項では、申出の期限について、柔軟に対応できるよう改正。

第3項は、条例に規定するため削除。

第3条から第6条は、主に文言の修正。

第7条は、表決について新たに規定する条文で、第1項では、委員会室に出席する委員とオンラインで出席する委員の可否を合算して多少を認定することを規定。

第2項では、委員会室とオンラインの出席委員の表決を同時に採ることを規定。

第3項では、オンラインの接続状態ではない場合は、表決に加わることができないことを規定。

今後の予定ですが、議運理事会において協議を重ね、改正が合意されれば、1定中の議決をと考えております。本日は説明の場とさせていただき、会派へ一度お持ち帰りいただき、1月25日までに会派の意見を伺いたいと思います。この後、担当からLINE WORKSで意見シートを送付する予定です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——ないということですので、一度会派に持ち帰りということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件については、引き続きの協議とすることとしたいと思ひます。

《会期日数及び会議の記録方法に関する会議規則・委員会条例の改正について》

大泉理事 次に、会期日数及び会議の記録方法に関する会議規則・委員会条例の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料5を御覧ください。杉並区議会会議規則及び杉並区議会委員会条例の一部を改正の資料でございます。

1の会期日数についてですが、現在の会議規則第3条の会期に関する規定では、予算、決算を審議する定例会は20日、その他の定例会は7日、臨時会は5日と、現状と異なる会期日数が例示されております。この点について、議会改革特別委員会での議会基本条例の検討の中で、改正の必要があるとの指摘をされていたものです。

改正の内容としては、おおむねの会期の日数の例示がなくとも会期決定には支障がないため、日数の例示を規定した第1号及び第2号を削除するものです。

続いて、2、会議の記録方法については、現在、本会議、委員会記録ともに、会議の記録方法が「速記法によつて」と規定されております。令和3年3月に策定された区議会BCPにおいて速記に関する課題が指摘されていた経緯や、オンラインによる委員会開催の検討も進んでいること、速記者の養成機関の減少から、速記法を習得した資格者の確保が難しくなることが見込まれること、他議会において、録音データに基づく反訳や音声認識システムの導入など、その他の方法により記録作成が行われつつあるなどの状況を踏まえ、改正するものです。

改正の内容としては、記録方法の規定については、「議事は、速記法その他議長（または委員長）が適当と認める方法によつて記録する。」と、速記法以外の方法も活用できる柔軟な規定に改正するものです。

条文案を2枚目、3枚目に添付しておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

本日は説明の場とさせていただき、会派へ一度お持ち帰りいただき、1月25日までに会派の意見を伺いたいと思います。この後、担当からLINE WORKSで意見シートを送付いたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——こちらも先ほどと同じく、一度会派に持ち帰りということになりますので、各会派の御意見を伺っていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、この件については、引き続き協議することとしたいと思います。

《地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議について》

大泉理事 次に、地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、資料6を御覧ください。令和3年12月24日付で全国市議会議長会会長から、標記決議について賛否の確認依頼がございました。各理事には事前にLINE WORKSにて内容をお送りしておりますが、概要のみ御説明いたします。

政府の諮問機関である第33次地方制度調査会が令和4年1月中旬にも発足する見込みです。同調査会において、改めて、地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議を行い、重要かつ喫緊の課題として早急に審議を進め、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等を早期に実現するよう強く要望する考えであるとのことでした。

1枚おめくりいただき、決議案の記書き以降を御覧ください。

- 1 地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること。
- 2 地方議会議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 立候補に伴う企業等による休暇の保障など、会社員等多様な人材が立候補しやすい環境改善のための法整備を行うこと。
- 4 小規模議会の議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。
- 5 地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

この決議案の内容について、賛否の回答依頼が来ております。

1枚おめくりください。回答の様式です。この決議案の内容で、1、全会一致が得られるのであれば賛として回答、2、全会一致が得られないので否として回答、3、回答

には、賛否の選択だけで意思表示が困難な場合は記入することも可能なため、賛否と表明せず、回答期限までに区議会としての一致が困難などの理由から態度保留として回答の、いずれかの方向性が確認できればと思います。

まずは各会派の意見を出していただき、先ほどの1から3の方向性を確認したいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 連携の会派として皆で話し合いをしたんですけども、賛成とも否とも言えない。それで、3でまとまりました。実は中には、これでいいんじゃないかという人もいたんですが、ほかには、大変大きな問題ですので、この短期間の間に回答を出すことは非常に難しいと。そして、今杉並区議会ですと、議会基本条例のパブリックコメントなどの期間になっておりますけれども、そういったことも踏まえて、区民とともにということでもありますけれども、相互にその検討を深める必要があると。議会内でももちろん議論というか話し合いをすることが必要な項目であろうということで、3を希望します。

大泉理事 各会派の御意見、この後また伺っていきたいと思いますけれども、連携さんは事前にそういったことで伺いました。

ほかの会派の皆様にも御意見を伺えればと思うんですけども、そうしましたら、順番に自民さんのほうからお願いできますか。

井口理事 理解できる場所も多々ありますけれども、区に関係ない内容もありますので、全て賛成とは言えません。

島田理事 まず第一に、今日までにと、大変失礼な物言いじゃないかというふうに思います。うちはまだ、相談というか会議できておりません。

3番のところ、多様な人材と言いながらも、表書きのほうで、厚生年金についてはやりませんよということ、これもあまりにもばかにしていると思います。それが一番大きいところかなというふうに思いますけれども、当然、賛成するわけにはいかないと思います。

山田理事 私たちの会派としても、公明さんと同じく、あまりしっかりとめてない状態です。年末に出されてこの回答期限というのは、ちゃんと皆さん意見が出せるのかなと、このことを心配しています。内容についても、私たちの議会だけではなくて、ほかの、党の関係団体も含めての検討も必要なので、ちょっと今日のところは決断が出せないというか、判断が出せないという状況です。

太田理事 まだ話し合っていないんですけども、多分あんまりよろしくないというような感

想は持っています。

新城理事 ほかの理事の方も同じなんですけど、非常にタイトなスケジュールになっていて、実際には、会派として集まって協議するということが出来ていません。拝見しますと、やはり賛成できない部分もあるというふうに私個人としては思いましたので、もう少しもませていただきたいということです。よろしくお願いします。

岩田理事 うちは、それぞれ意見を求めましたが、異論が続出しています。

ちょっと事務局に確認なんですけれども、届いた資料ってこれだけですか。というのは、要は、決議の前半部分で、一応こういう5つの項目を出したいというのは来ていますけれども、その背景説明とか理由が、こんなもんで判断しろというのはあまりにも失礼だろうと。ちゃんと背景の経緯だとか現状の数字だとか、そういったものが来ているのかどうか、ちょっとそこだけ確認させていただきたいんですけれども。

議会事務局次長 事務局に届いているのはこれだけということで確認しておりますし、それ以上のものは今のところ届いてないという状況です。

岩田理事 期限もそうですし、求める内容もあまりにも失礼だなと私も思います。

大泉理事 各会派の御意見を伺いました。この件については、今、回答期限の問題、いろいろ御指摘もあったかと思えますけれども、いずれにしても、どういった形でも結論は今日出すというような方向性の中で、先ほど事務局から説明ありました①から③の中で、①については、全会一致が得られる場合で、賛として回答する。これは今回、御意見の中ではもうないだろうということです。②としては、全会一致が得られない場合で、否として回答をするということ。③については、賛否の選択だけじゃなくて、意思表示が困難だという場合に、いろいろここに記入をして賛否は表明しないということで、態度保留というふうな形で回答するというような選択肢があったかと思えます。

その中で、一応今回の件に関しては、②なのか③なのかということなんですけれども、期限も少ないんだということも含めて、③というふうな形に持っていくのがいいのかなというふうに感じているところなんですけれども、事務局についてはどうですか、今こういった御意見が出た中で。

議会事務局次長 皆さんから御意見をいただいたんですけれども、今大泉理事がおっしゃるように、③で回答を出そうかなというふうに思います。

大泉理事 皆様、そういった形で進めてよろしいですか。——それでは、事務局のほうからの回答をお願いしたいと思います。

最後に、議題とはなっておりませんが、12月3日の議運理事会で奥山理事より、陳情が議案との関連でみなし審査になる場合でも、提出者からの補足説明の機会を確保

してほしいといった趣旨の発言がございました。事務局にも、議事の進め方として可能かどうかということで、その後確認をいたしましたけれども、議案と陳情の内容を精査した上で議案と陳情を一括上程し、説明の機会を設けることなどは可能ではないかということで回答をいただいております。その上で、これをどのように進めるのかといったことについては、委員長の判断になろうかと思えます。この点については、適時適切に委員長のほうで対応されるものといったことで理解をしております。

この件については以上のような形になりますけれども、よろしいでしょうか。

奥山理事 ありがとうございます。

大泉理事 また、続きまして、新城理事のほうからも、議案説明資料の件での御発言がありました。改めてこの点確認されたというふうにも伺っておりますけれども、新城理事、この点いかがでしょうか。

新城理事 御配慮ありがとうございます。

昨年、早速、担当課長、物を持ってこられて、確認をいたしました。議案説明そのものについては、ほとんど変化がないということは確認をいたしました。ただ、昨年、補正予算がかなり続いて、補正予算に関する説明が箇条書になっていて、それがかなり私たち会派にとっては印象が深かったということで、当局としては、各会派への説明と併せてという認識を持たれているということも確認をいたしました。ただ、もう少し分かりやすく書いてほしいなということは要望をさせていただきました。確認もいたしましたので、ありがとうございました。

大泉理事 そういったことで、ほかに何かございますでしょうか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時 閉会)